

概要:2024年4月5日設立

創設会長 熊谷ユリヤ(文学翻訳者), 事務局長 松浦朋美(ハープ奏者), 会計 高橋たい子(元中学校長、札幌放送合唱団団員), 役員 10名(CTW 創作翻訳ワークショップ受講生および、HITSs 北海道通訳翻訳研究会会員), 登録会員(サポートー)38名

規約 第1条(名称と所在地): この団体の名称は、日本語名「異文化異言語コミュニケーション協会 (Ai-iC)」、英語名“Association for Intercultural and Interlinguistic Communication”とする。所在地は会長の自宅住所とする。

第2条(主たる目的):

北海道・札幌市における文化芸術の振興を主な目的とするイベントを開催すること。具体的には、朗読コンサート、バイリンガル朗読コンサート、歌と朗読とハープコンサート、文学作品の翻訳ワークショップ、翻訳作品の朗読会などを主催または共催すること。

(副次的な目的):

無料イベントの場合は、会場に任意の募金箱を設置し、全募金額を、ユニセフ(国連児童基金)、その他、非営利団体に寄付すること。

有料イベントの場合は、千円のチケット売り上げから必要経費を差し引いた全益金を、ユニセフ(国連児童基金)、その他、非営利団体に寄付すること。

第3条(会員/サポートー):

この協会の目的に賛同する社会人/学生のうち、入会申し込みをした者を会員(サポートー)とする。年会費は徴収しない。協会主催のイベントでのボランティア活動や支援をする義務は生じない。

第4条(会長):

この団体は、会長1名、を置く。会長は、企画・会場予約・広報・イベントの運営を統括する。会長は、推薦を受けた会員および立候補した会員の中から多数決により選出される。会長の任期は4年間として、再選を妨げない。

第5条(事務局長・会計・役員):

この会は事務局長1名、会計1名と10名以下の役員を置く。事務局長、会計と役員は会長が指名し、会員の承認を得る。事務局長は協会の運営、会計をイベントの際の会計を担当する。役員は協会の企画・運営のアドバイスをすることができる。

第6条(会員/サポートーの権利):

この協会の年次総会で、一人1票の投票権により運営に参加することができる。この協会主催のイベントの情報を優先的に受け取り、定員がある場合は優先的に参加することができる。

第7条(活動):

北海道・札幌市における文化芸術の振興のため、年間数回のワークショップ・講座などのイベント、および、年間2回の朗読コンサートの主催を目標とする。

第8条(運営):

この団体で協議事項や問題が発生した場合は、経費節約のため、Zoomによるバーチャル会議やインターネットのアンケートシステム等を使用したweb会議で審議を行う。その議事は出席者の過半の同意をもって決定する。バーチャル会議、web会議も対面と同等の効力をもつ。

第9条(財務):

この団体の活動に必要な資金について、第2条に定める無料イベント・ワークショップ・講座会場での募金は全額寄付とし、主催者が経費を負担する。朗読コンサートなどの有料イベントでは、チケット売上と募金から必要経費を捻出する。主催イベントの収益・経費・寄付は会計が適正に管理を行い、定期的に会長の閲覧を受ける。有料イベントで赤字が生じた場合は、主催者を代表して会長が赤字分全額を負担する。

第10条(改正):

この規約は、構成員の過半数の同意をもって改定することができる。